⑪イ

* 派遣先は、事業所単位の期間制限の抵触日の１か月前の日までにこの書類の提出を受けなくてはならない。

令和■年８月１５日

石川労働局株式会社【派遣先】

代表取締役　△△　△△　殿

　　　　　 　 ○○○○株式会社労働組合（又は労働者代表）

　執行委員長（又は代表）　　◆◆　◆◆

　　　　　　　　　　　【派遣先の過半数組合等】

派遣可能期間の延長に関する意見書

令和■年７月１日付けの派遣可能期間の延長に関する通知書に係る労働者派遣役務の受入期間の延長について、適当であると判断します。

【 保存期間 ： 事業所単位の期間制限の抵触日から3年間 】